

アメリカの過剰農産物と

対外援助計画

滝川勉

一九四〇年以降一九五二／五三年度に至るまでのアメリカの対外援助費総額はおよそ九〇〇億ドルに達するが、このうち農産物の輸出に支出された金額は約一六〇億ドル、すなわち対外援助費総額の一八％に相当した。しかし、農産物援助輸出の性格とその意義は時期的にかなり異つてゐる。以下、これについて若干の考察を加えつつ、今日の發展に至るまでの経過を辿つてみよう。

(1) 戦時期

一九四一年三月一日の武器貸与法 (Lend-Lease Act) に基づき、主として連合国に対する武器貸与を中心とする一九四〇年から一九四五年までの時期である。その名に示されるごとく援助

は、武器貸与を中心とし、農産物輸出の比重はそれほど大きくはなかつた。レンド・リースの総額は、アメリカの対外援助費総額の約半分を占め、四五〇億ドルに達したが、このうち農産物援助費は六八億ドルで約一五％を占めるにすぎなかつた。しかし、このレンド・リースによる農産物援助輸出は、連合国抗戦の重要な基礎となつた。⁽¹⁾

(2) 一九四五年以降マーシャル・プラン発足まで

この時期の諸援助計画は被戦災諸国の緊急救済を主たる目的とした。このうちには GARIOA、UNRRA、対英借款、ギリシア・トルコ援助、フィリピン復興、余剰財産借款、輸出入銀行借款、およびマーシャル・プランに發展する中間援助 (Interim P.C.) 等がある。借款、贈与を含めた援助費総額は約一五〇億ドルに達するが、このうちいくばくが農産物輸出援助にあてられたかは、諸計画の多様性によつて明白になしえない。しかし、UNRRA や中間援助の場合には、若干の棉花・煙草・燃料・肥料を含めて食糧に対する支出割合は四〇％以上に達している。おそらくこの時期の援助費中に占める農産物輸出の割合が武器貸与の時期以上に大きかつたことは明かであろう。

UNRRA の計画のうちには、被救済国が UNRRA 物資を国内で売却した場合、その売上金を自国で留保し、最後にこれを復興目的に使用しなければならぬという条件がある。この

見返資金 (local currency counterpart fund) に関する規定は、経済協力法以来アメリカの対外援助を規制する重要な原則であるが、その萌芽がすでに UNRRA において現れてゐる点⁽⁶⁾は重要である。

(3) マーシャル援助期

この時期は、一九四八年経済協力法にもつき、欧州復興計画 (European Recovery Program) を中心とする時期であり、年代的には一九四八年から一九五二年に及ぶ。この時期の援助費総額は約二五〇億ドルに達するが、欧州復興計画の初期一九四八年四月から一九四九年末にかけて援助費の約三五%が食糧、および若干の飼料・肥料に当てられ、これに綿花や煙草を加えるとほぼ五〇%近くに達する⁽⁷⁾。さらに同期間における ECA 中国援助計画の場合には、食糧・綿花、および若干の肥料の援助費中に占める割合は約七五%、一九四九年の ECA 朝鮮援助の場合には同割合は約四五%に達している。しかしながら、一九五〇年六月の朝鮮動乱以降は商業輸出の増大に伴つて農産物の援助輸出の役割は漸次低下するに至つた。たとえば一九五〇/五一会計年度には食糧・飼料、および肥料の援助費総額中に占める割合は二〇%に低下した。アメリカを主軸とする資本主義諸国の戦略体制の強化は、援助輸出中に占める工業原料の比重を著しく高めたのである。

(4) 一九五二年以降

一九五〇年の朝鮮動乱は、アメリカの対外援助の性格を、一変せしめた。一九四八年経済協力法、一九四九年相互防衛援助法 (Mutual Defence Assistance Act)、および一九五〇年国際開発法 (Act for International Development) に基づく諸援助機構⁽⁸⁾ (一九五一年一月の相互安全保障法 (Mutual Security Act of 1951)) によつて統合・一元化され、それと同時に経済協力局の任務は経済復興から軍事産業の育成に転化し、一九五〇年国際開発法に基づく技術援助も主として戦略原料の開発に関連するように変化した。

このようにアメリカの対外援助の性格は経済的なものから軍事的なものへ移行し、資本主義諸国の好況を一時的に喚起するに至つたが、早くも一九五一年には戦線は膠着状態を呈し、五三年七月には朝鮮休戦が成立するに至つた。それとともに一九四九年にその兆しをみせたアメリカ農業恐慌の様相は、五三年夏頃からたたび表面化するに至り、農産物輸出の低下と滞貨の増大が著しくなつた。

かかる事態に対処して、一九五三年六月には MSA 法の改正が行われ、新たに第五〇条が附加せられたが、同条項は一億ドルないし二億五千万ドルに及ぶ過剰農産物の売却を規定した。更に一九五四年七月に成立した余剰農産物処理法 (正式には Agricultural Trade Development and Assistance Act of 1954) ⁽⁹⁾

三年間に七億ドルの過剰農産物の売却と三億ドルの飢饉救済用贈与を規定し、一九五四年新MSA法はこれとは別に三億五千万ドルに及ぶ過剰農産物の売却を規定した。過去の対外援助計画には農産物の輸出を特別に規定したものはないが、最近になってこれを明記するに至つたことは、現在アメリカの農産物過剰がいかに深刻になりつつあるかを示すものに他ならない。すでに一九五四年農業法は、二五億ドルに及ぶCCC在庫農産物を市場から隔離・処分すべく規定している。

一九五三年改正MSA法は、はじめて外国通貨による過剰農産物の売却を規定し、これは余剰農産物処理法や一九五四年新MSA法にもひきつがれているが、この規定は農産物の援助輸出上画期的な意義を有するものとして注目されねばならない。しかし、これらの輸出努力にもかかわらず援助費中に占める農産物の比重は著しく低下した。MSA法によつて一九五三年に歐洲に輸出された武器および軍需資材の額は三〇億ドルに達したが、一方一九五四年七月までに改正MSA法第五〇条によつて売却された農産物は約二億五千万ドル、パキスタンへの小麦援助七千万ドル、ポリビア、ヨルダン、リビアへの緊急小麦援助一千万ドル、東独、その他歐洲、ラテン・アメリカ、近東二〇カ国への困窮者援助二千六百万ドルがあるにすぎない。これらの農産物販売額(TWA)による補助金を含まず)は、アメリカの経済援助、軍事援助、技

術援助のもとに支出された金額のおよそ一〇%にすぎないといわれる。

以上によつて援助輸出中に占める農産物の割合は、特定国に対する場合を別にするとそれほど大きなものでなく、せいぜい五〇%くらいがほぼ最高であるとみられる。しかるに第一表にみられ

第1表 アメリカの農産物輸出—商業輸出と援助輸出

年次	農産物輸出額 (10億ドル)	援助計画による農産物輸出額 (10億ドル)	主な援助計画の種類	援助費に占める割合	総割合
1941—42	1.0	0.7	Lend-Lease	70	70
1942—43	1.5	1.2	Lend-Lease	80	80
1943—44	2.3	1.8	Lend-Lease	78	78
1944—45	2.1	1.6	Lend-Lease	76	76
1945—46	2.8	1.4	Lend-Lease, UNRRA	50	50
1946—47	3.6	0.8	UNRRA, GARIOA	22	22
1947—48	3.5	1.6	Interim Aid, GARIOA	46	46
1948—49	3.8	2.3	ECA, GARIOA	60	60
1949—50	3.2	2.0	ECA	62	62
1950—51	3.4	1.2	ECA	35	35
1951—52	4.0	0.9	ECA, MSA	21	21
1952—53	2.8	0.5	MSA	19	19
1953—54	2.9	0.7	MSA, FOA	23	23

(註) 1941年から1951年までについては、Lawrence Witt, Considerations in Evaluating the Effects of Foreign Aid Programs on Trade in Farm Products, *Journal of Farm Economics*, Dec. 1954, p. 962 および1951年以降については、USDA, *The Demand and Price Situation*, Feb. 25, 1955, p. 16 による。

る通り、農産物の援助輸出はアメリカの農産物輸出にとつてきわめて重大な意義をもつていた。第二次大戦中には実に農産物輸出の七割五分が援助計画によつて行われたのであり、レンド・リースの最高時一九四二―四四年には援助輸出の農産物輸出総額中に占める割合はおよそ八割にも達したのである。アメリカはこのレ

年には政府の積極的な努力によつて援助輸出の比重はわずかに増大を示したが、しかもその反面、農産物輸出全体はほとんど不変の状態にある。このことは事態の底に基本的な変化の存在することを予想せしめるものであり、農産物援助輸出の役割がもはや限界に達しつつあることを示すものに他ならない。

レンド・リースを利用して海外に農産物の新市場を拡大し、国内の農業生産力を増大することができた。たとえば、イギリスは国内

評(1) R. J. Hammond, *Food: The Growth of Policy*, London, 1951, p. 231.

農業の保護とドル不足の抑制のため、一九四一年までアメリカから

(2) 早大人文科学研究所「アメリカの資力と世界経済」『人文科学研究』第九号、一九五一年、四九―五〇頁。

の農産物輸入を極度に制限してきたが、レンド・リースの実施以降は大量の「ドル砂糖」や乳製品、畜産物等を購入するに至つ

(3) USDC, *Statistical Abstract of the United States 1950*, p. 835.

た。その結果、アメリカの農産物輸出市場としてのイギリスの地位は、一九三〇―三四年平均の二八%から一九四〇―四五年には

(4) *Ibid.*, p. 838.

平均五〇%に増大した。⁽⁶⁾

(5) Lawrence Witt, *Considerations in Evaluating the Effects of Foreign Aid Programs on Trade in Farm Products*, *Journal of Farm Economics*, Dec. 1954, p. 963. これまで本文で用いた数字は、註記せざるかぎりこの論文の数字を引用した。

アメリカの農産物援助輸出は終戦直後若干の低下を示したが、なおマージナル援助計画の初期には六〇%以上を維持した。戦後

(6) USDA, *United Kingdom Market for United States Agricultural Products*, Washington, August 1953, p. 3.

直ちに発現する予想されていたアメリカ農産物の過剰生産恐慌を回避する手段としての援助輸出の意義は、きわめて大きかつたといわねばならない。しかしながら、一九五〇年の朝鮮動乱以降は軍拡に刺戟された海外の需要増大とそれに基づく農産物の商業輸出の増大を反映して、援助輸出の役割は甚だしく低下し、一九

諸国の占める割合は、一九三五―三九年に平均してそれぞれ一二%、三七%であったが、一九四一―四五五年には平均してそれぞれ二六%、三二%に変化した(*Ibid.*, p. 6)。

五二年には二一%、五三年には一九%にまで低下した。一九五四

アメリカが世界最大の工業製品輸出国であることはいまさら言うまでもないが、農産物の面においてもアメリカは世界における主要な輸出国である。一九二五年にアメリカは世界第三位の穀物純輸出国であり、世界輸出货量のうちに占める割合は一七・五%であつたが、一九三八年にはすでに世界第一位の穀物純輸出国としてその割合は二六・六%に上昇した。第二次大戦は穀物純輸出国としてのアメリカの地位をさらに増大し、一九五〇年に穀物の世界輸出货量中に占める割合は三二・五%に著増した。一方、アメリカは基本的にはアンチモニー、クローム、ニッケル、マンガソ、タングステン等の稀少原料や若干の熱帯性植物を別にすると、ほとんど外国からの輸入を必要としないが、この貿易上の基本的性格とあいまつて戦争を契機とするアメリカの生産力の飛躍的な増大は、戦後の著しいドル不足を形成する重要な要因の一つとなつた。

ドル不足の問題についてここで充分に論ずることはできないが、とりあえず『本誌』八巻四号に掲載された逸見謙三「ドル不足と農産物貿易」を参照せよ。但しこの論文にはドル不足を過渡的とみなす考え方と構造的とみなす考え方が併せ含まれており、ドル不足の要因を統一的に把握していない憾みがある。

《海外ノート》 アメリカの過剰農産物と対外援助計画

このことはドル不足をあくまでも純経済的な現象とみなす立場から生ずるもののように思われる。われわれはドル不足を、戦後アメリカの資本主義がその実力に相応して、世界の資本主義市場を領土の再分割という形をとらずに、従属国的に再編成してゆく過程に起つた問題として理解しなければならぬである。その場合、戦争を契機として飛躍的に高まつたアメリカの経済力の作用しうる場としての資本主義市場の絶対的・相対的縮小（全体を包括する単一の世界市場の崩壊と、互に対立し平行的な二つの世界市場成立の歸結）、および植民地における労働者階級の成長を中核とする民族主義の抬頭と、欧米資本の急激な後退に着目しなければならぬ。

このドル不足を拡大する要因として、とくにアメリカの輸入制限政策にふれておくことが必要であらう。たとえば、アメリカは互恵通商法 (Reciprocal Trade Agreement Act) の免責条項 (escape clause) によつて乾燥いちぢくの輸入、および一九三三年農業調整法第二二条によつて酪農製品やライ麦の輸入を制限しており、さらに一九五〇年防衛生産法の修正追加条項はこれまでに輸入されてきたチーズの輸入に量的制限を附課するにいたつてい⁽⁸⁾る。このことはGATTの侵犯として諸外国から激しく批難せられてい⁽⁹⁾るが、この輸入制限の強化が高関税政策とあいまつて西欧およびアジア諸国のドル取得の減退を促進していることは明かである。

ある。⁽¹⁰⁾

海外諸国のドル不足はアメリカの農産物輸出を制限する。外国市場の縮小は、アメリカの広汎な農業者層に深刻な影響を及ぼさずにはおかない。アメリカは戦時中に飛躍的に増大した農業生産力が国内の有効需要を上廻り、市場問題が激化するのを防ぐために、援助計画によって多くの農産物を海外へ輸出してきた。戦後

アメリカの農産物の過剰生産恐慌を回避する上で、この農産物の援助輸出が果たした役割は大きかった。アメリカは海外諸国のドル不足を利用して農業恐慌を回避すると同時に、見返資金の技術を利用して被援助諸国の政治的・経済的従属化を試みた。その最も典型的な例は、いうまでもなくマーシャル・プランであった。⁽¹¹⁾

援助輸出は農産物の過剰生産を一時的に延ばすことができたが、しかしそれは農業面における技術的發展と作付面積の拡大を促進し、価格支持政策の実施を可能ならしめることによつて、農業恐慌の要因をさらに拡大再生産していった。価格支持の範囲はすでに耐久農産物の九割に及んでいるが、この将来の生産への不安定性の除去と農産物の高価格によつてアメリカの農業生産の縮小がまたげられ、今日の過剰生産の要因が形成された。本年初頭、エコノミスト誌はつきのごとき適切なる評言を行つている。

「現在アメリカは生産をもつと妥当な水準に下げようと努めているが、その努力は時期遅れである。アメリカおよび世界のその他

の地方の小麦生産を助長してきたアメリカの高い支持価格は、現在の世界的過剰の責の大半を負うものである⁽¹²⁾。対外援助によつて得られたアメリカの利益が、今日の調整困難な時期に相殺せられるに至るであろうことは、まさに歴史の弁証法的發展の必然ならしむるところと言ふべきであらう。

一九五二年以降、アメリカの農産物輸出市場は急激に縮小した。その原因の第一は最近の西欧諸国における食糧生産の増大である。一九五三／五四年に西欧の食糧生産は、好天候とあいまつて戦前水準を二割程度上廻り、人口の増加を考慮して一人当りで算出しても戦前水準を七%上廻つた。⁽¹³⁾とてこれを穀物生産の面についてみると、一九五三／五四年には戦前水準を一〇%上廻つたにすぎず、人口一人当りではかろうじて戦前水準に回復したにすぎない⁽¹⁴⁾。戦前における西欧の食糧消費水準は栄養的にみて決して満足な水準とはいえないのであり、したがつて西欧の多くの国々が今日食糧を完全に他に依存しないで済むようになつたということはできない。西欧諸国はなお多くの農産物に対して潜在的な輸入需要を有しており、最近とくに顕著な食糧生産の増大をアメリカの農産物輸出減退の原因として過大に評価するわけにはゆかないであらう。

一方、海外諸国における購買力の点についてはどうか。一九五四年末における海外諸国の金ドル保有量は合計二五〇億ドル、す

なわち前年末に対比して三〇億ドル、一九五二年末に対比して五〇億ドルの増大を示した。そのうち西欧諸国の金ドル保有量は一九五三年末から五四年末にかけて一〇〇億ドルから一一六億ドルに増大した⁽¹⁷⁾。この海外諸国における金ドル保有量の増大は、主として対米貿易バランスの改善、アメリカの民間投資および贈与の増大、アメリカ政府による高水準の対外支出によるものとされている⁽¹⁸⁾。アメリカの経済援助は朝鮮動乱以降著しく削減されるに至つたが、それにもかかわらず政府の対外支出はかなりの増大を示した。それは対外軍事支出（駐留軍費、軍事施設費、域外調達費）の増大に基づくものであるが、その結果海外諸国がアメリカ政府支出から受取つたドル額は一九五四年に四九四億ドルに達したのである（第二表参照）。

かくて今日ではすくなくとも現象面に関するかぎりドル不足がアメリカの農産物輸出減退の原因であると考えることはできない。ここで最近の海外諸国におけるドル取得増大の内容についてふり返つてみよう。ドル取得の増大は端的にいえばアメリカの経済援助の削減を相殺して余りある軍需物資の域外調達によつて行われたといえる。このことはいかなる作用を西欧の経済にもたらすであろうか。アメリカが軍需品の域外調達によつてドルを撤布するかぎり、西欧諸国はさらに、ドル取得の増大を目的として取得したドルをアメリカの農産物の購入に支出するよりも、むしろ

《海外ノート》 アメリカの過剰農産物と対外援助計画

第2表 経済援助、および融資を含むアメリカ政府の対外支出

(単位・100万ドル)

	1950年	1951年	1952年	1953年	変 化 1950—53年
I 経済援助	3,483	3,035	1,960	1,813	- 1,671
II 政府対外支出および融資					
対外軍事支出	576	1,270	1,957	2,496	+ 1,920
政府による非軍 事サービス輸入	250	254	277	267	+ 17
年金その他譲渡	79	71	123	140	+ 61
純政府融資	156	156	420	220	+ 64
合 計	1,061	2,068	2,782	3,123	+ 2,062
総 計 I + II	4,545	5,103	4,742	4,936	+ 391

(註) USDC, Survey of Current Business, July 1954, pp. 14~15

軍需工業原料の購入にふり向けることは経済法則の然らしめるところであろう。ドルの選択的使用 (selective use of dollars) が生ずるわけである。西欧諸国は農産物の自給化に向つて努力するか、あるいは価格支持政策によつて高められたアメリカ農産物の

輸入を非ドル地域からの輸入にふり変えることによつて、取得したドルを軍需工業原料の輸入に支出するに至るであらう。かくてアメリカによる軍需物資の域外調達によつて海外諸国のドル不足が緩和されることは、アメリカの過剰農産物に対する追加需要を形成するものではなくて、逆に農産物市場の縮小を促進するものである。

アメリカの軍需物資の域外調達を可能ならしめた前提は、戦後における欧州諸国の経済復興であつた。とくにマーシャル・プランは、欧州におけるアメリカ農産物の市場拡大と軍需産業の育成を行つた。しかしながら、この二つの目的追求は永く両立しうることはできない。軍需工業の育成という反面の目的が、アメリカの農産物市場としての西欧の意義を相殺してしまつたからである。それは国民経済の軍事化による有効需要の減退と、ドルの選択的使用という二重の反作用によつてである。アメリカの援助計画がもたらしたこの経済的反作用こそは、まさに客観的には今日の農産物過剰生産の主要な要因を形成した。われわれはいまやアメリカの農産物市場の拡大を妨げるものが、かならずしもドル不足にあるのではないことを銘記すべきである。

ドル不足がアメリカの農産物輸出の拡大を妨げるという考え方は原理的には正しい。しかし実際問題としてはアメリカはこのドル不足を利用して海外に農産物の援助輸出を行うことがで

きたのであり、価格支持によつて吊上げられたアメリカの農産物は、このドル不足（援助輸出）がなかつたならば、おそらくこれまでの実績以下の輸出しかできなかつたであらう。

註(一) A. P. Jacobsen, *International Trade in Agricultural Products, Proceedings of the International Conference of Agricultural Economists* 1953, p. 476.

(二) さかおチヨ子 修正「Cheese amendment」G. Patterson and J. M. Gunn, Jr., *Survey of United States International Finance* 1952, Princeton, 1953, pp. 192~198.
G. Patterson and others, — 1953, Princeton, 1954, pp. 229~234. 一九三九年以来、事実上の貿易禁止ともうらやみき厳重な割当制限が大部分の種類の綿花についで、さらに一九四一年以来小麦、小麦粉、その他の小麦製品についで課せられてきた。

(三) A. E. Richards, *Recent Development in International Trade Policy affecting Agricultural Products, Proceedings of the International Conference of Agricultural Economists* 1953, pp. 461~462. リチャーズは最近の国際貿易面におけるGATTの剛硬化要因として、世界の多数国による貿易制限の広汎なる使用とアメリカにおける保護政策的兆候の増大の二点を指摘してゐる (*Ibid.*, p. 464).
米同農務省 Foreign Agricultural Service のシメタム・バーマイスターは最近の報告において、アメリカの輸入割

当はアメリカに輸入される海外農産物にほとんど制限的な効果を与えなかつたのであり、むしろアメリカからの輸出農産物に賦課された海外諸国の諸制限の大部分こそが著しく制限的・差別的であつたと難じている (Gustave Burmeister, *The Current and Prospective Foreign Trade Situation with respect to Farm Products*, *Journal of Farm Economics*, Dec. 1954, pp. 980-981)。たしかに GATT、その他通商協定におけるエスケープ・クロウズの適用例はそれほど多数には存在しないかもしれないが (I. B. Kravis, *The Trade Agreements Escape Clause*, *The American Economic Review*, June 1954, を参照せよ)。しかもアメリカの輸入政策は一般的に高率関税、物資優先購入法 (Buy American Act)、煩雑な輸入手続等に徴するまでもなくきわめて制限的であり、これにつけ加えてエスケープ・クロウズの適用が輸入制限を倍加している事實はもはや反駁の余地がないであろう。

(10) 本年四月二〇日、米国上院財政委員会は互恵通商法延長法案 (クーバー法案) に一部修正を加えた提案を可決したが、この結果、わが国の輸出商品についてはクーバー法案の規定する向う三カ年に一五%以内の関税引下げの恩恵も事実上無効となり、繊維品のみならず化学薬品、ガラス製品、金属製品、農水産物の輸出に著しい制限が加えられることが予想されている。このことがわが国の通常輸出の拡大に

▲海外ノート▼ アメリカの過剰農産物と対外援助計画

よるドル取得を減退せしめることは明らかである。

(11) マーシャル・プランが西欧の経済的自立をもたらすのではなく、その全く逆の効果をもつていたことに關する、短いがきわめて示唆的な論文として、P. M. スウィージー『マーシャル・プランと西欧の危機』『歴史としての現代』(一九五四年、岩波書店) をみよ。アメリカの援助輸出の意義と本質に關する詳細な分析については、ヴァルガ『帝國主義の経済と政治の基本的諸問題』上巻、第一章・第二章 (一九五四年、大月書店) 参照。

(12) 「合衆国の対外援助」農産物輸出は偽裝のダンピング (concealed dumping) であり、合衆国農業の新しい経済への適応を遲滞せしめる」(逸見謙三「シュルツ教授と農業貿易問題」『本誌』九卷二号・三三三頁)。

逆に、MSA 法第五〇条以降の外国通貨による農産物売却の規定は、このダンピングをカバーする役割をもつてゐる。因みにアメリカが IWA によつて蒙つた損失ないし輸出補助金は今日までに約五億五千万ドルに達し、ダンピング輸出として海外の非難を招つてゐるが (Lawrence Wrtt, *op. cit.*, p. 968)。その他にもなお一九三五年農業調整法第三二条による輸出補助金(輸入税総額の三割が充當される)が存在する。

(13) *The Economist*, Jan. 8, 1955, p. 128. 農林省官房調査課『海外農業経済情報』第一号、三頁。

- (14) FAO, *The State of Feed and Agriculture 1954, Review and Outlook*, August 1954, p. 19.
- (15) *Ibid.*, p. 66, table 21. 46頁註。
- (16) B. H. Thibodeaux, *Food and Agriculture in the European Recovery Programme, Proceedings of the International Conference of Agricultural Economists 1949*, London, 1950, p. 218.
- (17) *Federal Reserve Bulletin*, March 1955, p. 248.
- (18) Gustave Burmeister, *op. cit.*, p. 976.
- (19) *Report of Agricultural Trade Missions to the Secretary of Agriculture on Foreign Trade of the United States in Agricultural Products*, Washington, June 1954, p. 3.
- (20) 「マーシャル・フラン適用国に軍拡競争をおしつけ、殺狗その他の農産物の大量輸出を実行しているアメリカの帝国主義の膨脹主義政策は、これらの国における播種面積が戦前の規模に回復することを阻止し、一連の農業部門を困難な状態におとし置いている」〔アメリカ経済の軍事化と恐慌〕上巻、九七頁。一九五五年、大月書店

三

A法第五〇条であり、さらに余剰農産物処理法である。これらの方式による農産物の売却は、戦後の新しい資本輸出の形態の一つであり、農業恐慌に対応する海外農産物市場の強制的創出の手段としての色彩が強い。いずれの処理方式の場合にも、外国通貨による過剰農産物の売却を規定し、見込資金の技術を応用して積立現地通貨をアメリカが管理して使う点に重要な特色がある(国家資本輸出の段階の下におけるドル借款から輸入国通貨借款への形態変化)。これまでのドルによる援助方式は、今日すでにアメリカの農産物に対する輸入需要を喚起しなくなつたが、この結果、ドルは現物の背後に後退するに至つた。新しい過剰農産物処理方式は、はたして十分な市場開拓の機能を發揮するか否か。

余剰農産物処理法の受入れに當つては、アメリカ農産物の通常輸入量 (usual import) が確定され、その輸入を義務づけられるに至るが、このことは援助の名目の下に農産物の通常輸出の維持・拡大を狙いとするものである。さらに同法は未開発地域における農産物市場拡大に特別の考慮を払ふことを規定し(第一〇一条c項)、また見返通貨の使用条件としてアメリカ農産物新市場の開発を第一に謳つているが(第一〇四条a項)、この条項は本法の目的からいつて最も重要な前提をなすものと考えられる。

最近、アメリカが編み出した新しい過剰農産物処理方式はM S

向が含まれている。余剰農産物処理法において、とくにM S A法

第五〇条において、見返通貨の主要部分がアメリカの軍需物資・戦略原料の域外調達に使用されることが規定されているが、この軍需物資の域外調達こそアメリカ農産物の輸出減退をもたらした主要な原因だったわけである。この調整困難な矛盾を統一しようとするその一つの試みを、われわれは余剰農産物処理法におけるニュージュアル・インポートの確定・義務づけにみる事ができる。この結果もたらされるものは、輸入国のアメリカ農産物市場への一層の従属化と食糧政策における自主性の喪失に他ならない。このような過剰農産物処理方式にはすでに多くの輸出諸国からの反撃が生じているが（たとえば最近のGATT総会、ECAF E総会における）、国際的に農産物の過剰生産が深刻化している今日の段階においては、アメリカはこれらの処理方式に多大の期待を寄せることはできないであろう。

アメリカの農民の純所得は、一九五一年から五四年にかけて一六〇億ドルから一一九億ドルへとほとんど二五%の減退を示し、CCCの過剰農産物に対する投資額は本年二月末に七四億ドルという未曾有の規模に増大したが、この深まりゆく過剰生産の危機に対処して、最近アメリカの国内ではきわめて注目すべき傾向が生ずるに至っている。その第一は国内農産物市場拡大への関心の増大である。米国農務省のグスタフ・バーマイスターは、アメリカ農業経済学会における「海外農産物市場の見直し」に関する報告

を要約してつぎのごとく述べている。「短期的にみても、また長期的にみても、われわれはアメリカのすべての過剰農産物を吸収するに足るだけの海外市場を望むことはできない。すでに冒頭に指摘したように、国内市場は全体的にみてもわが国の農産物に対するはるかに大きなはけ口である。アメリカの人口増加と生活水準の上昇に伴つて、この市場は絶えず増大しつづけるであろう。それと同時に農産物輸出を拡大することができるとすれば、数年足らずしてわれわれは現下の過剰問題を解消できるに違いない。」この見解は、報告者が最近大統領領によつて新設せられた Foreign Agricultural Service の市場開発班の長として、同班の見解を公式に代表するとみられるだけに重要である。

第二は東西貿易

の拡大に対する関心の拡大である。現在パターの過剰生産は世界的に顕著であるが、なかでもアメリカの在庫増大が著しく、昨年末にはそれは一七万トンを超え、五三

第3表 東欧諸国へのバター輸出量
(単位：1,000トン)

輸出国	1952年	1953年	1954年
デンマーク	6.6	10.5	17.7
オランダ	2.3	17.9	18.2
スウェーデン	4.0	6.4	*7.2

(註) *は1954年1~9月間の数字。同期間に対応する1953年の数字は3.6であつた。FAO, *Monthly Bulletin of Agricultural Economics & Statistics*, March 1955. p. 21.

年末に比べて四万吨以上、五二年末に比べて五倍以上の増加を示した⁽²⁴⁾このバターの在庫は、世界の年間輸出量の約四〇%にあたる多量なものであるが、この過剰生産に圧迫されて、昨年十二月、ペンソン事務長官は American Farm Bureau の大会に出席して、バター、その他の過剰農産物をソ連圏に輸出する意向のあることを声明した。従来ともアメリカのバターは第三国を経由してソ連に輸出されてきたが、アメリカが直接バターをソ連圏に輸出する意向を示したのは今回がはじめてであつて、このことはデนมार्ク、オランダ、スエーデン等のバター輸出国が一九五二年以来ソ連その他東欧諸国にバター輸出を増大させつつある事実(第三表参照)に対処するものと考えられる。昨年一月のソ連からのバター購入提案に対して、アメリカ政府がこれを拒否した事実と考え合せれば、ペンソン長官の声明はきわめて印象的である。農産物の過剰生産が今後ますます深刻化するにつれて、東西貿易の拡大に対する関心もまた否応なしに増大せざるをえないであらう。(一九五五・五・一〇)

註(21) 一九五四年三月、日本とアメリカとの間に五千万ドルに及ぶいわゆる MSA 農産物購入協定が結ばれたが、それに附随して結ばれた経済的措置に関する協定はつきのごとく規定している。「アメリカ合衆国政府は、日本国の工業の援助のため、および日本国の経済力の増強に資する他の目的

のため、相互間で合意する条件に従つて、前記の特別勘定から円価額を日本国政府に贈与するものとする。その贈与の合計額は、前記の協定に基いて行われる取引の結果として生ずる当該特別勘定の積立金の総額(註、五千万ドルに相当する円貨)の二〇%の額とする。但し、その額は、一千万合衆国ドルに等しい円価額をこえないものとする」(第一条第二項)。「アメリカ合衆国政府は、アメリカ合衆国の軍事援助計画を支持するための日本国内における物資および役務の調達のため、当該円資金の残額を自由に使用することができる」(第二項)。

(22) *Federal Reserve Bulletin*, Feb. 1955, p. 204.

(23) *Gustave Burnmeister, op. cit.*, p. 984.

(24) アメリカのバター在庫の急激な増加にもかゝらず、一九五三年から五四年にかけて、オランダのバター在庫量は、三、四〇〇トンから三、一〇〇トンに減少し、スエーデンのそれは二、四〇〇トンから一、一〇〇トンに減少した (FAO, *Monthly Bulletin of Agricultural Economics & Statistics*, March 1955, p. 23)。

(25) チャールズ・J・ター「アメリカの農業恐慌と東西貿易」『経済評論』一九五五年五月。朝日新聞一九五四年十二月十九日参照。